

フリ太郎とまなぶ

フリーランス



フリ太郎

ぼくは、かけだしの映画監督フリ太郎。
今、黒鬼社から、新しい映画の監督をしてくれない
かって言われているんだ！
だけど、契約内容にもやもやするところがあって……。

わたしはキッジー。空を飛べる技術を生かして
カメラマンをしているよ。フリ太郎くんとは友達で
一緒に映画を撮ったこともあるんだ！



キッジー

第2話

フリーランスって具体的に
どんな人たち？



「前はフリーランス法について教えてくれてありがとう！でもまだわからないところが多いんだ…」

「そうだよね。新しい法律について勉強していくのは、難しいから少しずつ、一緒に勉強していこう」



「映画監督をしているボクがフリーランスに当てはまるのは分かったんだけど、他にどんな仕事をしている人がフリーランスに当てはまるんだろう？」

「とてもいい質問だね！
実は、フリーランス法の適用対象に
業種・業界の限定は無いんだ」



「えっ！？そうなの！？」

「そして、フリーランスが事業者へ提供するものが
物品でも、情報成果物でも、役務でも、この法律の適用対象になるんだよ」



対象となる取引の内容

この法律の対象となる「業務委託」は、事業者がその事業のために、他の事業者に給付に係る仕様、内容等を指定して、「**物品の製造**」「**情報成果物の作成**」または「**役務の提供**」を委託することを言います。

「文章だけだと、イメージがしにくいかもしれないけど
例えばフリ太郎くんが**撮影した映画を納品するのは情報成果物の作成**だし、**メイクアップアーティストが俳優さんにメイクをするのは役務の提供**だよ」



「それじゃあ、第一話で勉強したように

- ・**個人事業主**
- ・**従業員を使用していない※**

この条件にあてはまる人が**この法律におけるフリーランス**で、**フリーランスと発注事業者間の業務委託に関して**は、仕事の種類に関わらずこの法律の適用対象になるんだね！」

※フリーランス法上の従業員とは「週20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」のことを言います。

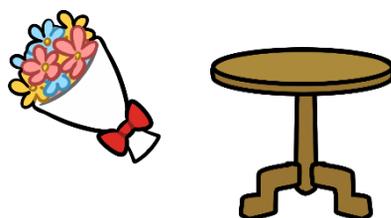
「そういうこと！
次のページからは具体的に、
もっと詳しく対象となる取引を説明していくよ」



物品の製造・加工委託

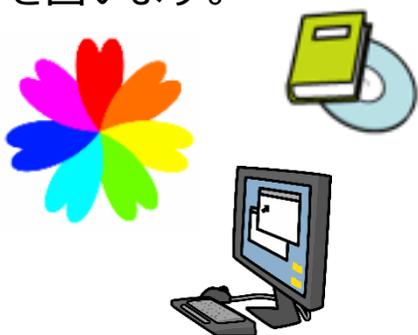
規格・品質・デザイン等を指定して、物品の製造や加工などを依頼することを言います。

金属加工職人
家具職人、フラワー
デザイナー etc...



情報成果物の作成委託

ソフトウェア・映像コンテンツ・デザイン等の作成を委託することを言います。



デジタルアーティスト
ト、SE（システム
エンジニア）

etc...

役務の提供委託

運送、コンサルタント、営業、演奏、セラピーなど役務の提供を委託することを言います。

運送ドライバー
心理カウンセラー
ネイリスト etc...



「それ以外にも、建築業等に携わる、いわゆる
一人親方と呼ばれる方たちも
この法律におけるフリーランスに含まれるよ」



「なるほど！今日もキッジーのおかげで
いろいろと勉強ができたよ！ありがとう」

「こちらこそ！これからも一緒に
頑張っていこうね」

